

欧州人権条約と軍法会議の独立性・公平性

——英国軍法会議に関する欧州人権裁判所の判例を素材として——

戸田五郎

はじめに

欧州人権条約第六条は公正な裁判を受ける権利に関わる詳細な規定を設けており、欧州人権裁判所が取り扱う申立事件において最もしばしば論点となる条項となっている。

その第一項第一文は

「すべての者は、その民事上の権利及び義務の決定または刑事上の罪の決定のため、法律で設置された独立のかつ公平な裁判所により妥当な期間内に公正な公開審理を受ける権利を有する。」

と規定している。欧州人権裁判所は「民事上の権利及び義務」及び「刑事上の罪」について、条約当事国の国内法上の概念とは独立の、条約独自の自律的概念を規定したものと解釈してきている。⁽¹⁾ すなわち、国内手続法上「民事」事

件、「刑事」事件に分類されない事件においても条約上「民事上の権利及び義務の決定」「刑事上の罪の決定」にあたる
と解釈される場合には条約第六条は適用されるということであり、この解釈に基づいて、例えば医師の開業許可に関する
行政事件が「民事上の権利及び義務の決定」に当たるとされ、⁽²⁾軍隊内や刑務所内の懲戒手続が「刑事上の罪の決定」⁽³⁾
に当たると判断されている。

軍隊内の懲戒手続に関するリーディング・ケースとして「エンゲル事件」が挙げられる。これはオランダ最高軍事裁
判所の軍隊構成員に対する懲戒事件の審理への条約第六条の適用可能性が問題となった事件であるが、⁽⁴⁾欧州人権裁判所
は、上記解釈を適用の上、五名の申立人のうち三名の審理について以下のような言及を行った上で第六条の適用を認
め、審理が非公開で行われたことを理由として同第一項の違反を認定した。⁽⁵⁾

犯罪の性質そのものがより重要な要素となる。軍隊構成員が軍隊の運営に関する法規則に違反する作爲または不作爲により訴追さ
れる場合、国家は原則として刑事法ではなく懲戒法を用いることができる。この点では裁判所は政府に同意する。しかしながら、裁
判所による監督はそこにとどまるものではない。裁判所による監督は、関係個人が科される可能性がある刑罰の重さの程度をも考慮
に入れないとすれば一般に幻想と成り果てるであろう。法の支配を承認する社会において、刑罰として自由の剥奪が科されるなら
ば、それは、性質上、執行の期間や態様が個人に不利益を課するものではないと評価される場合を除き、「刑事上の」領域に属する。⁽⁶⁾

このように、欧州人権裁判所は、いわゆる特別裁判所の存在を否定することなく、本事件の場合でいえば軍隊におけ
る懲戒法とそれに関する事件を審理する特別裁判所としての軍法会議の存在を認めつつ、その一方で、そこで審理され
る事件が欧州人権条約第六条の「刑事上の罪の決定」に該当すると裁判所自らが判断する場合には、当該事件の手続が
第六条の要請に合致したものであることを要求する、という態度をとってきている。⁽⁷⁾

ところで、軍法会議は軍隊機構の一部として、いわば「身内」である軍隊構成員の懲戒規則違反事件あるいは刑事事件を審理する機関であり、そのような機関に欧州人権条約第六条に基づいて公正な裁判を受ける権利の保障を求めねばならないとすれば、最も問題となりうるのはそれが「独立かつ公平な裁判所」に当たるか否かということであろう。例えば、軍隊という組織の性質上、規律と秩序が第一に重んじられ、その意を体した軍法会議構成員が「見せしめ」的な判断を行う可能性、あるいは、軍法会議構成員が上官である他の構成員あるいは部外者によって判断を左右される危険性は、常に否定できないといえるだろう。

更によれば、軍機構による裁判は時として、国家の緊急事態において文民を対象として行われることがある。とりわけ、政権がその延命のために緊急事態宣言を事態とはかけ離れたかたちで恒常化させる場合、これは重大な問題となる。人権条約の枠組みにおいては、緊急事態においても *derogation* を許されない権利に公正な裁判を受ける権利を含めるべきか否かが論じられてきた。欧州人権条約、自由権規約及び米州人権条約はいずれも、緊急事態においても *derogation* が許されない条項に公正な裁判を受ける権利に関する条項を含めていないが、当該権利の保障は平常時にいてよりもむしろ緊急事態において重要となるという意識から、少なくとも当該権利の中核となる部分については緊急事態においても停止されてはならないという議論が種々の角度からなされてきている⁽⁸⁾。米州人権条約の *derogation* 条項である第二七条は、その第二項で緊急事態においても *derogation* を許されない権利を列挙した上で、それに加えてそれら諸権利の保障にとって不可欠な「司法的保障」の必要性を挙げている。その解釈について勧告的意見を求められた米州人権裁判所は、「司法的保障」の中核に独立かつ公平な裁判を受ける権利の保障があることを指摘している⁽⁹⁾。欧州人権裁判所は、欧州人権条約第三条（拷問、非人道的待遇・刑罰、品位を傷つける待遇の禁止）にかかわる判例において、同条は実体的側面だけでなく手続的側面をも有するとして後者を欠く場合に違反を認定することにより、同条に

「司法的保障」を読み込む解釈を行ってきた。自由権規約人権委員会は、二〇〇一年七月に採択した自由権規約第 4 条に関する「一般的な性格を有する意見 (general comment)」において、同条に規定される国家の規約上の義務からの derogation の規制は、全体としての規約に内包されている合法性と法の支配の原則に基づくものであるとして、武力紛争時においては国際人道法の下で公正な裁判を受ける権利の一定のものが保障されることに言及しつつ、右の諸原則により緊急事態において公正な裁判の基本的な必要条件の尊重が必要であるという見解を述べている。⁽¹⁰⁾ 裁判機構の独立性と公平性の要請がそのような中核に含まれることは、米州の議論に照らしても明らかであるように思われる。

国際人権裁判所において裁判機構の独立性と公平性は、軍機構による裁判をはじめとする特別裁判所による手続が公正な裁判と位置づけられるための最も基本的な指標となっており、上記「エンゲル事件」では裁判手続の非公開性故に違反が認められたが、軍法会議の独立性と公平性については、英国の制度をめぐってこれまで主なものとして四件の申立事件が欧州人権裁判所に係属している。⁽¹¹⁾ 二〇〇三年暮れに大法院判決を含む二つの判決が出され、一連の事件の人権裁判所による処理は一応終了したと思われるので、これまでの判決を振り返り、若干の問題点を検討してみたい。その前に、英国の軍法会議制度について概観しておこう。

註

- (1) 戸田五郎「欧州人権裁判所による欧州人権条約の解釈——『欧州共通標準』の模索——」国際人権第一一号(二〇〇〇年)一六一—二〇頁。
- (2) König v. Federal Republic of Germany, Publications of the European Court of Human Rights, Ser. A, Vol. 27.
- (3) Engel and Others v. The Netherlands (Merits), Publications of the European Court of Human Rights, Ser. A, Vol. 22.
- (4) 戸田五郎『公正な裁判を受ける権利』条項の適用——『エンゲル事件』をめぐる一試論——」姫路法学第二号(一九八九

年)参照。

(5) 申立人 de Wit, Dona 及び Schul の三氏について。Judgment (Merits), Para. 89. 彼らに科される可能性のある最高刑は管倉三月乃至四月であった。事件名に登場する Engel 氏と Van der Wiel 氏の審理については、各々最高刑が重禁足二日及び禁足四日であり、Engel 氏については刑期が極めて短期で、既に三日間の重禁足に服しており最高軍事裁判所が最高刑を科したとしても更なる不利益を被ることはなく、Van der Wiel 氏については刑が自由の剥奪を伴うものでないことを理由として、「刑事上の罪の決定」に当たらざらんと判断された。Ibid. Para. 85.

(6) Ibid., Para. 82.

(7) 軍事裁判が司法システム一般の不可分の一部であることについては、国連での議論においても繰り返し確認されている。例えば国連人権委員会 (Commission on Human Rights) の司法システムの一体性 (integrity of the judicial system) に関する決議 2003/39, para. 9, 2004/32, para. 7.

(8) 戸田五郎「緊急事態と刑事手続の公正——人権条約の derogation 条項を主な素材として——」産大法学第三五卷三・四号 一—二七頁。

(9) Judicial Guarantees in States of Emergency (Arts. 27(2), 25 and 8 of the American Convention on Human Rights), Advisory Opinion OC-9/87, October 6, 1987, Inter-American Court of Human Rights, Series A, No. 9 (1987).

(10) Human Rights Committee, General Comment No. 29: States of Emergency (Article 4), 24 July 2001, CCPR/C/21/Rev.1/Add. 11, para. 16.

(11) Case of Findlay v. UK, Case of Morris v. UK, Case of Cooper v. UK, Case of Grievés v. UK.

一 英国の軍法会議制度

軍務に関わる犯罪と軍法会議の手続に関する最初の包括的な制定法は一八八一年の陸軍法 (Army Act 1881) であるが、⁽¹²⁾ 一九五五年陸軍法 (Army Act 1955)、⁽¹³⁾ 同空軍法 (Air Force Act 1955) 及び一九五七年海軍懲戒法 (Naval

Discipline Act 1957) において軍法会議に関する規定の大幅な見直しが行われ、軍法会議の決定の審査制度が導入された。ところが、欧州人権条約実施機関において軍法会議制度が問題とされるようになってきたこともあって、右の三制定法を引き継ぐ一九九六年軍隊法 (Armed Forces Act 1996、一九九七年四月一日発効) で再び見直しが行われた⁽¹³⁾。後に紹介する諸事件には一九九六年法以前の制度の下でのものと以後の制度の下でのものがある。

軍法会議は、軍隊構成員による軍法違反事件及び刑事事件に管轄権を有する。軍法会議は常設の機関ではなく ad hoc に設置される。陸軍及び空軍では平時に設置される軍法会議として高等軍法会議 (General Court-Martial、五名以上の将校 (将校としての軍務経験三年以上。大尉より下位の者が二名を超えてはならない。議長は佐官以上。法曹資格は必要とされない) 及び法務官 (Judge Advocate、陸・空軍では法務総監 (Judge Advocate General) のスタッフから大法官 (Lord Chancellor) により任命 (海軍では海軍法務監 (Judge Advocate of the Fleet) と海軍法務長 (Chief Naval Judge Advocate) が任命に関与⁽¹⁴⁾)。法曹として七年以上の経験または法廷弁護士として五年以上の経験を必要とする) で構成。被告人が将校である事件は必ず高等軍法会議が取り扱う) と地方軍法会議 (District Court-Martial、三名以上の将校 (将校としての軍務経験二年以上、議長は大尉以上) 及び法務官で構成、禁固二年を超える刑を科する権限をもたない) があり、更に戦時には戦地軍法会議 (Field Court-Martial) が設置されうるが、海軍では艦内で生じた事件を迅速に処理する必要性から、軽微な事件は殆ど即決で処理されるため地方軍法会議に当たるものはない (海軍軍法会議は五名以上九名以下の将校 (中尉以上、議長は大佐以上) 及び法務官で構成⁽¹⁵⁾)。陸軍及び空軍では軍法会議常任議長ポストがあり、輪番制により軍法会議を担当する。通常退役を控えた佐官の最後のポストとなっている。法務官は一九九六年法により軍法会議の構成員として位置づけられるようになったものであり、それ以前は軍法会議に参画するが構成員ではないという立場にあった。

軍法会議の招集手続は概略以下のようになっている。

軍隊構成員による軍法違反事件または刑事事件が生ずると、その旨の報告を受けた当該構成員の指揮官 (Commanding Officer) は、上級機関 (Higher Authority) に送致することができる。上級機関は事件を立件しないか、即決で処理するか、訴追機関 (Prosecuting Authority) に送致するかを決定する。訴追機関への送致が行われると、訴追機関は起訴の可否、起訴する場合の罪状及び陸軍・空軍の場合には招集されるべき軍法会議の種類について決定する。起訴の決定が行われると、軍法会議の招集は陸・空軍では裁判局 (Court Service) が行い (二〇〇一年初頭までは退役将校で構成される軍法会議運営事務所 (Court Martial Administration Office) が担当していた)、海軍では海軍裁判所運営官 (the Naval Court Administration Officer) が行う。いずれも軍法会議の日時、場所などを設定し、法務官その他必要な裁判所構成員、証人の出廷等を確保する。

招集手続は、一九九六年法によって大きく改められたところである。従来は、右の手続はすべて招集官 (Convening Officer) が取り仕切っており、また招集官は確認官 (Confirming Officer) として軍法会議の決定に確認を与える (確認が行われて始めて決定は有効となる) 権限を有していた。また法務官は軍法会議に同席はするがその構成員とはされていないかった。一九九六年改正は、招集官の一身に集中していた権限乃至機能を前段落のようなかたちで分散することに主眼が置かれたと言ってよく、当該改正には後述の、欧州人権裁判所で争われたフィンドレイ事件が影響を与えていた。⁽¹⁷⁾

審理を進めるに当たって法務官は法的な助言を行い、評決のために会議構成員が退席する前に審理を口頭で要約する。評決は法務官を除く会議構成員の間で、多数決で行われ、可否同数の場合の決定投票権は議長が有する。有罪の評決がなされた後の量刑判決の審議と投票には、法務官も参加する。評決、判決のための審議の際には、会議構成員は階

級が下位の者から順に発言を求められる。議長は判決理由を述べる。

有罪の評決と判決はすべて審査機関 (Reviewing Authority, 慣行上軍務局長直属の上級将校) が審査する。審査機関は審査に当たり法務総監のスタッフから助言を受け、それは被告人に開示される。審査機関はあらゆる有罪評決、判決を破棄し、あるいは有罪認定を行い、判決については原審よりも重くない限りにおいて自判することができる。審査機関は理由を付した決定を行い、その評決と判決は軍法会議が行ったものとして取り扱われる。

有罪評決と判決に対しては軍法会議控訴裁判所 (Court-Martial Appeal Court, 控訴院刑事部の裁判官で構成) への控訴が可能である。控訴は当該裁判所が、有罪評決が妥当でないとして認定した場合のみ認められ、当該裁判所は軍法会議で提出、尋問されなかった証拠と証人を要請する権限を有する。

註

- (12) James W. Rant, *Courts-Martial, Discipline, and the Criminal Process in the Armed Services*, Oxford University Press, 2003 (Hereinafter Rant (2003)), p. 5.
- (13) James W. Rant, 'The British Courts-Martial System: It Aint' Broke, But It Needs Fixing', *Military Law Review*, Vol. 152 (1996), pp. 179-188 (Hereinafter Rant (1996)).
- (14) Rant (2003), pp. 321-322.
- (15) *Ibid.*, p. 20.
- (16) 二〇〇〇年軍隊懲戒法 (Armed Forces Discipline Act 2000) により、このようなかたちで即決処理された事件についても、即決控訴裁判所 (Summary Appeals Court, 法務官と将校二名で構成。法律問題については高等法院への上告可能) への控訴が可能となった。
- (17) Rant (1996), pp. 182-188.

二 欧州人権裁判所の諸判例

- 1 ファインドレイ対英国事件 (Case of Findlay v. The United Kingdom, Application no. 22107/93, 欧州人権裁判所一九九七年二月二五日判決)

事実

申立人は英国陸軍構成員。一九八二年にフォークランド戦争に参加した経験による心的外傷後ストレス障害 (PTSD) のため精神的に不安定な状況にあったところ、一九八七年には訓練中、背中に軍務に支障をきたすほどの重傷を負い、精神的に更なる打撃を受けた。一九九〇年に伍長として北アイルランド連隊に配属されたが、当地で飲酒の上発砲事件を起こし、逮捕された。

申立人の事件は高等軍法会議 (招集官 (陸将補) の一九九一年一〇月三一日付け命令により招集 (議長 (大佐) の他の将校 (中佐、少佐、大尉二名) で構成。招集官が任命)、法務官が同席) で審理された。申立人が有罪を認めため軍法会議は量刑の判断 (軍法会議構成員と法務官の合議による) のみを行い、禁固二年、兵卒への階級変更等の決定 (理由は付されず) が下された。申立人は確認官に減刑の請願を行ったが奏功せず、決定は修正されることなく確認された。審査機関の決定は確認官の決定と同様法務総官事務所から助言を得て行われたが、決定には理由は付されず、助言の内容は開示されなかった。申立人は審査機関、更に高等法院の合議法廷 (Divisional Court) に審査を申し立てたが、手続に違法性は見られないとして棄却された。

申立人は一九九三年五月二八日、彼を裁いた軍法会議が欧州人権条約第六条一項に違反しているなどと主張して欧州

人権委員会に申立を行った。委員会は一九九五年二月二三日受理決定、一九九五年九月五日付で報告書を作成した。報告書において委員会は、軍法会議の手續において招集官が訴追の中心的役割を果たしており、軍法会議構成員は全て招集官より階級が下位であること、及び、招集官が確認官としても行動しており、確認官による確認によって初めて軍法会議の決定が効力を有するようになることに注目し、申立人が独立かつ公平な法廷において公正な審理を受けられなかったとして欧州人権条約第六条一項の違反ありという意見を表明した。⁽¹⁸⁾ 本件は同年一月二日、委員会により欧州人権裁判所に付託された。

判決要旨

本件は申立人の「刑事上の罪」の決定を含むものであるため、欧州人権条約第六条一項が適用される。

申立人の主張によれば、軍法会議の構成員は招集官に直接に服属し、かつ招集官は訴追官の役割をも担っている故に、また、決定に関わる者が法曹としての資格乃至経験を有していないが故に、軍法会議は「独立かつ公平な裁判所」たりえない。裁判所が「独立」であると見なされるか否かを決するには、その構成員の任命の態様、任期、外部からの圧力に対する防壁の存在の有無、及び、当該機関が独立の外観を有しているか否かが基準となる。「公平」の要請については、主観的な側面として、裁判所が個人的な偏見によって左右されていないこと、客観的な側面として、正当な疑義を排除するに十分な措置が講じられていることが求められる。⁽¹⁹⁾ 裁判所の独立性の基準と、公平性の客観的な側面は密接に関連しているため、両者を併せて検討する。

申立人の軍法会議において、招集官は訴因の決定、軍法会議の招集、会議構成員と訴追官、防衛官の任命などの重要な役割を担っており、また訴追官と法務官に証拠の摘要を送付し、訴追側の証人及び「合理的な要請に基づく」弁護側証人の出廷を確保する機能も有していた。更に、訴追官が被告人からの、より軽い罪での訴追の要請を受諾する際には

招集官の同意が必要であった。

以上のことから、裁判所は委員会と同様、申立人の軍法会議において招集官が中心的役割を担っており、かつ訴追側と密接な関係を有していたと認める。それ故に、軍法会議構成員が招集官から十分に独立していたのか否か、また独立性の客観的な保証があったのか否かが問題となるが、裁判所としては委員会と同様、軍法会議の全構成員が階級において招集官よりも下位であり、議長を含むその多くが命令系統上招集官に直属しているかつながりを有していること、招集官が審理前においても審理中においても軍法会議を解散する権限を有していることを懸念するものであり、軍法会議の独立性と公平性に対する申立人の疑義は客観的に正当なものと認められる。更に、招集官が確認官としても機能しており、確認官による確認なしには軍法会議の決定は効力を持ち得ないことは、およそ「裁判所」たるものは非司法機関によって変更され得ない拘束力ある決定を行う権能を有するものでなければならないという、広く受諾されている原則に反する。またこの根本的な欠陥は法務官の関与によっても修復され得ない。法務官自らは軍法会議の構成員ではなく、また法務官の助言は公開の場では行われなければならないからである。申立人は審査手続及び上訴手続を利用することができたが、申立人の審理は国内法上も欧州人権条約上も「刑事上」に分類される重大な罪に関するものであって、申立人は第一審から第六条一項に合致する裁判所で審理を受ける権利を有していたと認められる。⁽²⁰⁾以上の理由により、裁判所は第六条一項の違反を認定する（全員一致）。

2 モリス対英国事件 (Case of Morris v. The United Kingdom, Application no. 38784/97, 欧州人権裁判所第三小法廷二〇〇二年二月二十六日判決)

事実

申立人は陸軍近衛騎兵隊に所属していたが、不許可軍務離脱により地方軍法会議に訴追された。申立人は、近衛騎兵隊配属後上官からいじめを受けており、肉体的危害を加えられるおそれから軍務を離脱したとされている。

軍法会議は一九九七年五月二八日に開廷された。既述の一九九六年改正後の事件であるため、軍法会議には文民である法務官が構成員として参加した（その他の構成員は常任議長（工兵中佐）と大尉二名。各々申立人とは命令系統を異にした者が選ばれた）。申立人は無罪を主張したが、禁固九月と軍籍剥奪の判決を言い渡された。本件は一九九六年改正以後の軍法会議制度が再び欧州人権条約第六条一項の下で問題となった事件である。

判決要旨

軍隊構成員の裁判のために全部あるいは一部が軍人で構成された裁判所を用いるという慣行が多くの当事国において根付いているが、軍事裁判所が欧州人権条約第六条一項の意味における独立かつ公平な裁判所たり得ることは、エンゲル事件判決などの判例法の示すところである。但しそれは独立性と公平性を保障する十分な措置が講じられている場合に限られる。先のフィンドレイ事件判決では、本裁判所は当時の英国軍法会議制度において招集官に過度に権限が集中していたことを懸念して条約違反認定を行った。一九九六年に行われた改正はフィンドレイ事件で裁判所が表明した懸念にかなりの程度答えたものであった。招集官と確認官は廃止されて各々が負っていた役割は分割された。訴追に関わる機能は現行制度では上官と訴追官が担い、軍法会議の招集と会議構成員の任命は陸軍裁判局（前軍法会議運営局）の任務となっている。法務官は軍法会議の構成員となり、開廷後の会議の解散権を有し、量刑判決の審議に投票権を持つて参加するようになっていた。また訴追官が軍ではなく法務長官に責任を負っていることなどに照らし、現行制度は十分な独立性の保障措置が講じられていると認められる。しかし、申立人の軍法会議の審理に当たった者が集合的に独立

かつ公平な裁判所を構成していたか否かの問題はなお残っている。裁判所は、インカル対トルコ事件 (Case of Incal v. Turkey) (トルコの国家安全裁判所 (National Security Court) の文民の裁判に関する事件) において、国家安全裁判所構成員に軍人裁判官が含まれていることとの関連で、同裁判所の独立性と公平性の保障について検討した。軍人裁判官は文民裁判官と同様の訓練を経ており、裁判官として文民裁判官と同様の憲法上の保護を享受していることが認められたが、同判決では別の側面から、軍人裁判官の独立性に疑問があることを指摘した。すなわち、彼らは陸軍に籍を置く現役将校であり、陸軍の軍法と懲戒に服し、その任命に関わる決定はかなりの程度において行政当局と陸軍によって行われていた。

本件においてまず任命の仕方について見てみると、本件の軍法会議構成員の選任は軍法会議運営局が行ったが、選任に当たって陸軍の上級指揮官から影響を被らないようにする明確な保障措置がないことには懸念があるものの、本件においてかような影響力が及ぼされた証拠はない。従って、裁判所は本件の軍法会議構成員の選任において独立性を疑わしめる要素はなかったと認定する。

外部からの圧力に対する防止措置については、常任議長とその他の二名の構成員の地位を各別に検討する必要がある (法務官の独立性については申立人は疑義を提起していない)。常任議長の地位はエンゲル事件におけるオランダ最高軍事裁判所の軍人裁判官のそれと似通っている。エンゲル事件において軍事裁判所を独立且つ公平と認定するに当たり、本裁判所は、軍人裁判官が通常軍務において最後のポストであり、裁判官としての機能において彼らが上級当局の指揮の下にないという事実に着目した。ただ、常任議長は解任が制度上可能であり、その点で法律の身分保障は公式に認められておらず、申立人はそれを欠く限りにおいて常任議長は独立性を欠くと主張しているが、解任の例はこれまで一件もないことから、事実上の身分保障はなされていると認定することが可能であり、直ちに独立性が欠けていると結

論する必要はない。むしろ常任議長が将来の陸軍における昇進に配慮する必要がなく陸軍の懲戒の対象ではないポストであることは、常任議長の存在が本来アドホックな軍法会議の独立性を保障する重要な要素となっていることを意味する。それに対して他の二名の構成員は純粹にアドホックに任命され、審理の終了後は通常の軍務に戻るものが前提となっている。彼らの任命がアドホックな性質のものであることによって直ちに、軍法会議の構成上の独立性に疑義が生ずるとは考えられないが、本件においては外部からの圧力に対する防止措置がそれだけ重要となってくる。右のような常任議長の存在と、一九九六年改正以後正式の構成員となった法務官の存在は、一定の防止措置として働いていると認めることができるが、相対的に低い階級の現役将校に対してもたらされる圧力を排除するには不十分であると考えられる。特に裁判所としては、それらの将校が法的訓練を経たおらず、陸軍の軍法と懲戒に服し、外部からの影響に服することを防止する制定法上その他の措置がとられていないことに留意する。このことは本件のように訴因が直接軍規違反を伴う場合に特に懸念される。この点で、軍法会議の軍人構成員の地位はかような圧力のリスクにさらされていない文民陪審員と一般的に同様であるとはいえない。

審査機関の役割に関する申立人の主張に関して、裁判所は、非司法当局によって変更されない拘束力ある決定を行う権限が、「裁判所」の概念そのものに内在しているということを想起する。この原則は独立性の構成部分ともみなしうる。本件においては申立人の判決と判決は自動的に審査機関により審査されることになっていた。裁判所は、審査機関が軍法会議の有罪判決及び量刑判決を破棄する権限を有しているだけでなく有罪の認定を行い、量刑決定を行う権限を有していることに留意する。非司法当局である審査機関がこのような権限を有していることは軍法会議の独立性を損なう。以上の理由により、裁判所は申立人の疑義は客観的に正当化されると思料する（全員一致）。

3 クーパー対英国事件 (Case of Cooper v. The United Kingdom, Application no. 48843/99, 11003年11月一六日欧州人権裁判所大法廷判決)

事実

申立人は英国空軍所属。一九九八年二月一八日、空軍地方軍法会議により窃盗の罪で禁固五六日、兵卒への階級変更等の判決を下された。当該軍法会議は常任議長(中佐)と二名の将校(常任議長よりも階級は下位)及び法務官から構成されていた。同年四月三日付書簡で審査機関は、法務総監の助言を受けた上で軍法会議の判断に変更なしと通知、申立人は軍法会議控訴裁判所に控訴したが翌年二月五日に棄却された。欧州人権裁判所では本件は当初第四小法廷に係属したが、欧州人権条約第三〇条に基づき大法廷に管轄が委譲された。

ところで、モリス事件判決が出された時点で、一件の空軍軍法会議の独立性を争う事件が貴族院に係属していた(R. v. Boyd and Others)。上告人は軍法会議の手続が欧州人権条約第六条一項に違反するという主張を行っていた。モリス判決から約五ヶ月後の二〇〇二年七月一八日に貴族院は上告を棄却した。欧州人権条約上の権利との関連で生じた問題について決定する裁判所は欧州人権条約実施機関の判決等を考慮に入れなければならないと規定する一九九八年人権法 (Human Rights Act 1998) 第二条一項に基づいてモリス判決を考慮に入れつつも、欧州人権裁判所とは逆の結果論に至ったことになる。そして判決中随所にモリス判決に対する批判が見られた。本件が判例変更の必要性を検討するために大法廷で審理されることとなった背景にこの国内判決があった。この判決は本件判決に関連する事実の一部として掲載されているので以下に要約する。

コーンヒル判事——議長と法務官以外の軍法会議構成員の独立性について、彼らが陸軍の軍法と懲戒に服することは

事実だが、構成員の司法的判断について懲戒の対象となったという証拠はなく、彼らが評決、判決の審議について守秘義務を負っていることに照らせばそのような報告がなされることは考えにくい。モリス判決では審査機関に対して批判がなされているが、審査機関の機能は確かに変則的である。しかし、審査機関による評決・判決の審査は、被告人の要請に基づく与否とを問わず、被告人の利益のためにのみ働くのであり、審査機関はより重い罪について有罪を宣告することはできずまたより重いと判断する量刑を宣告することもできない。被告人は不服があれば軍法会議控訴裁判所に控訴できるし、審査機関が介入することで被告人の控訴の権利が制限されるわけでもない。また軍法会議がそれ自体独立かつ公平ではないとすれば、審査機関はそのことを修復できる立場にないが、他方で審査機関が軍法会議の独立性を損なうというのは理解できない。

ロジャー判事——文民裁判で陪審員はそれなりの偏見を有しているが、宣誓と裁判官の指導とでそれは補えると一般に国内法上も人権裁判所においても考えられている。軍法会議構成員は量刑判決に加わる点で一般の陪審員と異なるが、それは法務官の助言に基づくもので、また法務官も投票に参加することになっている。モリス判決は軍法会議構成員が法的訓練を受けていないという点を重大な欠陥と見ているようだが、エンゲル事件では構成員六名のうち四名が法的訓練を受けていないオランダ最高軍事裁判所が独立且つ公平と認められている。また欧州人権裁判所は議長以外の構成員が軍法と懲戒に服しているということを重要と見ているが、それは全ての現役軍人に共通のことであり、オランダ最高軍事裁判所の軍人構成員についても同様であったはずである。審査機関は変則的存在であり、裁判所でないものが刑事裁判に関わっているという点に人権裁判所は懸念したのであるが、審査機関の存在が軍法会議の決定に影響を及ぼすというのであれば格別、そうでないならば何故に審査機関の存在が軍法会議の独立性を損なうことになるのか理解できない。

判決要旨

当事者は陸軍と空軍の軍法会議に適用される規則の枠組みは実質的に同一であるという点で合意している。政府はボイド事件貴族院判決に依拠し、通常構成員の独立性と審査機関の機能に関してモリス判決に反論している。大法廷はモリス判決の各論点を検討し、変更の必要があるかどうかを審理する。

法務官及び常任議長以外の軍法会議構成員の独立性に関し、まず、任命の仕方理由としてその独立性を疑う理由はない。他方で大法廷は任命がアドホックな性質のものであること（彼らは軍法会議の後直ちに通常の軍務に復帰する）及び彼らの階級が相対的に低いことに留意する。任命がアドホックであることと階級がそれ自体独立性を損なうとはいえないが、モリス事件においてそうであったように、このような要素はこれらの将校に対し外部からの圧力がもたらされることを防止する特に強力な措置を要求すると考えられる。モリス判決において小法廷は法務官及び常任議長の存在、評決及び判決の審議の非公開性、同審議において最も階級の低い構成員から順に発言し、投票することになっていることに注目しており、その点に大法廷も同意する。ところが小法廷はモリス事件においてこれらの保障措置が外部からの圧力の危険を排除するに十分なものではないと、以下の三つの要素を理由として結論した。すなわち、これら将校が法的訓練を経していないこと、彼らが外部の影響に服することを防止する法律上その他の防護壁がないこと、そして彼らが陸軍の軍法と懲戒になお服していることである。

大法廷は、本件の審理において提出された証拠はモリス判決のこの結論から離れることを正当化すると思料する。軍法会議構成員の法的訓練の欠如については、裁判所は、素人裁判官が裁判所に参加することそれ自体は欧州人権条約第六条に違反しないことを想起する。また裁判所は法曹資格と経験を有する法務官が参加し、その指示を構成員は尊重する立場にあることを想起する。以上から裁判所は、通常構成員の独立性はその法的訓練の欠如によって損なわれること

はないと考える。次に、本件では軍法会議開廷に当たり構成員に配布される指示書 (Briefing Notes) が証拠として提出された。モリス事件では提出されなかったものである。指示書は構成員に対し詳細で段階を経た指針を提供しているし、軍法会議の手続における通常構成員の役割の性質と限界及び、法務官と常任議長の役割に関する包括的なマニュアルとなっている。裁判所は、アドホックに軍法会議に任命され、法曹資格を有さず、相対的に軍法会議での経験に乏しい将校に対し、この指示書は不可欠な情報と重要な指針を提供していると思料する。更に、指示書は外部からの影響または指図を受けることなく独立に任務を果たす必要性と、それを実際に行うことの重要性について、特定の状況においてどうすればこれが達成されるかは損なわれるのかということを実際のかつ的確に示しつつ十分に教示している。裁判所は、これらの教示が構成員に対し独立性の重要性を知らしめるのみならず不適切な圧力がもたらされることへの重要な防止策を提供していると思料する。

第三に、裁判所は、軍法会議の通常構成員はその司法的決定作成に関して懲戒の対象とされえないという政府の声明を最も重要と認定する。ボイド事件判決で述べられているように軍法会議の手続中表明した意見と投票行動についての公表が禁止されていることによりそのことは確保される。以上の理由により裁判所は申立人の軍法会議の通常構成員の独立性には十分な保障がなされていたと認定する。

審査機関については、政府は審査が有罪判決を受けた者に有利にのみ働くということ及び、被告人は軍法会議控訴裁判所への控訴権を完全に保持していることを強調した。フィンドレイ事件では、裁判所は、軍法会議の認定に非司法当局が介入する権限を有しているという問題をとし、当該権限が事実上行使されているか否か、当該権限が申立人に有利なようにのみ行使されるのか否かを問わないとしていた。本件で検討している一九九六年法以後のシステムにおいては、軍法会議は評決に至りかつ量刑を決定する。個人が審査機関に申立を行うか否かにかかわらず審査機関は自動

的に評決及び判決の双方を審査する。その後、個人は評決及び判決について軍法会議控訴裁判所に控訴することができる。すなわち審査機関は評決及び量刑判決の確定までの過程の一部分を構成しているにすぎないのであって、この点裁判所は本件が非司法機関が確定済みの司法的決定を左右する状況にあったとはいえない。非司法当局に司法判断への介入権限を与えている刑事手続について裁判所としては懸念を表明するものであるが、軍法会議の手続において最終的な決定権は常に軍法会議控訴裁判所という司法当局にあるということに留意する。軍法会議が審査機関による評価を見越して量刑を重めにするという主張は根拠がない。更に、軍法会議控訴裁判所は審査機関の決定に不当に影響されるという申立人の主張は説得力があるものとは思われない。実際、申立人が依拠している国内事件においては、同控訴裁判所が審査機関の量刑認定を覆している。以上により裁判所は、審査機関の役割は軍法会議の独立性と公平性を損なっていないと認定する。結論として、欧州人権条約第六条一項の違反はない。

4 グリーブス対英国事件 (Case of Gieves v. The United Kingdom, Application No. 57067/00, 二〇〇三年二月一六日欧州人権裁判所大法廷判決)

事実

申立人は英国海軍に勤務。一九九八年六月一八日、一九五七年海軍懲戒法第四二条により傷害の罪で訴追され、海軍軍法会議で有罪判決(禁固三年、階級降下、賠償金七〇〇ポンド等)を受けた。軍法会議は議長(海軍大佐)、四人の海軍将校(中佐、少佐二名、中尉)及び法務官(中佐)で構成されていた。法務官は海軍法律顧問の立場にある海軍弁護士(Nabai Barrister:海軍現役将校)であった。一九九八年九月二九日、審査機関に当たる海軍委員会は、海軍法務

監 (Judge Advocate of the Fleet. 文民^{iv})、通常裁判官が任命される。彼を補佐する海軍法務長 (Chief Naval Judge Advocate) と併せて陸・空軍の法務総監に相当。但し海軍法務長は現役将校) の助言を得て、軍法会議の評決と判決を変更しないことを決定した。一九九九年六月三〇日、単独裁判官の軍法会議控訴裁判所は申立人の控訴を棄却、二〇〇〇年一月二〇日には全員法廷が棄却した。

本件申立は当初第四小法廷に係属したが、クーパー事件と同じく欧州人権条約第三〇条に基づき大法廷に管轄が委譲された。

既述のように、海軍では陸・空軍と異なり、法務官は現役将校から選任されるが、それは海軍の軍務の特殊性を熟知する者が軍法会議を指揮・助言することにより、関係者の信頼を高めることができるからであると説明される。

法務官の任命の仕方でも陸・空軍とは異なる。現役将校である海軍法務長が、海軍法務監の同意の下に、法曹資格を得て五年以上の海軍将校の中から法務官に任ずるべき者を選定し名簿に登載する (ticking と呼ばれる)。“ticket” された者は軍務を退く場合と自発的に辞退する場合を除き名簿に登載され続け、文民裁判官と同一の基準による以外に解任されない。名簿に登載された者は一定の経験を積んだ後、厳密な輪番制によって事件を取り扱う。法務官としての勤務は一人あたり年間二〇—三〇日程度であり、法務官としての勤務に特別の手当はない。軍法会議の手續における法務官の機能は陸・海軍と異ならない。

判決要旨

本件の申立人はクーパー事件と同様の申立を海軍軍法会議について行っている。海軍軍法会議はある重要な点において空軍のシステムと異なっているため、裁判所は、その相違が結論の相違につながるものかどうかを検討した。

第一の相違は、海軍の訴追機関 (Prosecuting Authority) に関するものである。海軍訴追機関はその一員ではない者

も含む海軍弁護士 (Naval Barrister) のリストから軍法会議の訴追官を任命する。政府側は、大多数の海軍軍法会議の訴追官は実際には訴追機関構成員から任命されており、本件もそうであると主張している。裁判所は、重要な点は本件において訴追官がクーパー事件の場合と同様に訴追機関の一員から選ばれているということである。

第二に、海軍裁判所運営官 (The Naval Court Adminstrating Officer) は文民であり (陸・) 空軍の裁判所運営官のような現役将校ではない。政府側は海軍裁判所運営官が海軍の命令系統の外にあることは軍法会議の独立性を更に保障するものであると主張した。裁判所は、軍法会議の手続に文民が関与することはその独立性と公平性に資するということは明白であると考ええる。

第三に、(陸・) 空軍が地方軍法会議と一般軍法会議を備えているのに対し海軍軍法会議は一つの種類のみであるということがある。本件当事者はこのことが独立性と公平性に影響するとは主張していないし、裁判所もそう考える。

第四に、軍法会議常任議長ポストは海軍ではなく、議長は軍法会議の招集ごとに任命される。申立人は、その結果として全ての海軍軍法会議はアドホックに招集されると指摘した。政府側は、海軍では軍法会議が多くはなく、常任議長ポストを設ける必要はないと説明した。常任議長は昇進の可能性はないかわりに解任の実質的恐れはなく、司法的決定作成が懲戒の対象とはならない点で、軍法会議の独立性に重要な貢献をなすと考えられるが、海軍はそれを欠いている。

第五に、そして最も重要なことに、海軍の法務官は現役将校であり、軍法会議に同席していないときは通常の海軍の任務についているということがある。対照的に、空軍の法務官は文民であり、これも文民である法務総監の下でフルタイムで勤務している。申立人は、この相違がそれ自体海軍軍法会議の独立性の欠如を結論するに十分な証拠であると主張している。法務官の司法的決定作成について報告を排除する規則があってもなくても、軍務が司法的任務とその他の

任務に真に分離されていると結論するのは非現実的であると申立人は主張する。法務官を任命する海軍法務長は現役軍務であり、文民である海軍法務監は軍法会議そのものには関与しない。政府側は、現役法務官は（陸・）空軍の文民法務官に比べて次の理由により遜色はないと主張した。すなわち、法務官は文民裁判官から任命される海軍法務監の同意を得て初めて“ticket”されるのであり、また海軍法務監によってのみ、かつ文民裁判官と同一の基準によってのみ解任される。法務官は法務官としての任務遂行に当たり海軍法務総監に対してのみ責任を負い、当該任務は懲戒の対象とはならない。法務官はその任務について手当を受けず、法務官となったことによって昇進や給与に影響はない。法務官は“ticketing”により選任され、輪番制で軍法会議を担当する。“ticket”された法務官は無期限にその地位にあるので、事実上の身分保障がある。法務官は軍法会議構成員と別に着席し、彼らとの接触は（判決の審議を除き）公開の法廷においてのみ行われる。

裁判所は、空軍の場合と同様、海軍法務官が軍法会議において中心的役割を果たしていることに留意するが、空軍とは異なり、海軍法務官は現役将校であり、無期限で“ticket”されるとはいえ、軍法会議には時々に関与するに過ぎない。政府は文民たる海軍法務監が関与していることに依拠しているが、裁判所は、海軍法務監は軍法会議の手続には関与せず、その主たる任務は当該手続について審査機関に報告することである。更に、法務官の“ticketing”に責任を有するのは、海軍法務監の同意が必要であるとはいえ、海軍法務長である。更に、裁判所は次の点に懸念を有するものである。すなわち、海軍法務監は法務官の軍法会議指揮についてのコメントを海軍法務長に送付することができる。海軍法務長は昇進について何らの権限も有しないかもしれないが、彼自身高級現役将校であり、軍の法律職に現役将校を任命することについて人事上の責任を有する。それに加えて、法務官の司法上の能力に関する海軍法務監の報告は、法務官の勤務を評価する立場にある将校にも渡っている可能性がある。本件においてそれは実際には行われていないかもしれ

れないが、法務官は本件の軍法会議において、そのような可能性の下に任務に当たっていたのである。

以上の理由により、裁判所は、海軍法務官の地位は海軍軍法会議の独立性について強い保障を与えているとはいえないと史料する。

更に、裁判所は、(陸・)空軍の法務総監と法務官が文民であるのに対して海軍では何故に現役将校が法務官として選択されるのかについての政府の説明は説得力を有しないと考える。政府側は第一に海軍の場合軍法会議の数が相対的に少ないということを挙げた。しかし、裁判所は、このことは必要とされる法務官の数が少なくてもよいことを意味するに過ぎないと考える。政府はまた、海軍将校であれば海軍の独特の用語、慣習及び環境について熟知しているということも根拠に挙げているが、法務官の本質的な任務は軍法会議の合法性と公正性を保障し、法的観点から会議を指揮することであって、海軍の生活様式や用語についての詳細な知識が何故に必要とされるのか理解しがたい。特に本件の場合、申立人が訴追されている犯罪は傷害という通常の刑事犯罪である。いずれにせよ、裁判所は、文民法務官が、文民裁判で裁判官が複雑な専門的証拠について感じる以上の困難を海軍の用語や慣習について感じるとは思えない。政府はまた海軍の軍法会議システムは海軍というものの機動的な性質のために「柔軟」で「臨機応変」でなければならぬとも主張した。従って海軍法務官は、赴くべき場所にもいつでも赴けること、海上での任務の困難と危険に対して対処できることが望ましいという。しかし、政府の説明によれば一九八六年以来海軍軍法会議は實際上、犯罪地の如何に関わらず陸上の二箇所の裁判センター(ポーツマスとブリマス)で行われているということであり、このことは関係がないと認定する。よって、法務官という中心的な役割を担う機関に現役将校をあてていることは、陸・空軍においては存在している軍法会議の独立性の重要な保障の一つを海軍軍法会議から失わせており、そのことについて政府は説得力のある説明を行っていない。

第六に、裁判所は、海軍軍法会議構成員に送付される指示書は、クーパー事件において検討した空軍の指示書に比べ詳細でなく、不明確であるため、不適切な外部からの影響から軍法会議構成員の独立を守るのに実効性を欠くと考える。

以上により裁判所は、クーパー事件において評価した空軍の軍法会議システムと本件の海軍のそれとの相違は、申立人の、一九九六年法の下で招集された海軍軍法会議の独立性と公平性に関する異議が客観的に正当であるという結論を正当化するものと認定する（全員一致）。

註

- (18) Case of Findlay v. The United Kingdom, Reports of Judgments and Decisions 1997-I, para. 59.
- (19) Ibid., para. 73.
- (20) Ibid., para. 79.
- (21) 欧州人権条約第三〇条。

三 検討

欧州人権裁判所は、欧州人権条約第六条一項の意味における裁判所の独立性・公平性の基準を、判例の中で次のように設定している。

・ 独立性については、その構成員の任命において外部から不当な影響力が行使されていないこと、構成員に対する外部からの圧力に対する防壁（身分保障を含む）が設けられていること、及び、当該機関が独立の外観を有しているこ

と。

・公平性については、裁判所が偏見に基づいた判断を行わないこと（主観的側面）、及び、公平性に関する疑義を排除するに十分な措置が講じられていること（客観的側面）。公平性の客観的側面については、人権裁判所は、独立性の保障がなされていることと公平性に対する疑義が排除されることはイコールではないにしても密接に関わっていると、独立性と併せて検討するという手法をとることが多い。公平性の主観的側面については、裁判官及び陪審員の個人的公平性は反証のない限り推定されるという立場をとっており、この意味での公平性の欠如が認定されるのはそれがかなりの程度明白な場合に限られる。⁽²³⁾ いずれにせよ本稿で掲げた一連の判決においては、公平性のこの側面については問題とされておらず、独立性の諸基準との両立性が中心に検討されている。

フィンドレイ事件における違反認定については、右の基準に照らせば殆ど反論の余地はないように思われる。法曹ではない現役将校である招集官が事実上確認官を兼ね、確認官による確認なくしては軍法会議の判断は有効とされないという当時のシステムにおいて、軍法会議は、非司法機関によってその判断の有効性を左右されるという意味で、裁判所としての独立性を欠いていたという結論は妥当なものである。同じ結論は、人権裁判所が法の支配⁽²⁴⁾のコロラリーと位置づけている、法的確実性（legal certainty）の観点からも導き出せるように思われる。この法的確実性が論点となった事件として、ブルマレスク対ルーマニア事件⁽²⁵⁾が挙げられる。この事件では、申立人は社会主義政権時代に不法に収用された家屋の所有権確認訴訟で勝訴の確定判決を得たが、後に検事総長（Prosecutor-General）から最高裁判所に無効の請求が提起され認められた。ルーマニアの一九九三年民事訴訟法は、一旦確定した判決について、一定の理由がある場合検事総長が最高裁判所にその無効を請求し得るという規定をおり、検事総長の行動はそれに基づいたものであったが、⁽²⁶⁾人権裁判所は、検事総長が既に確定している判決について全く期限の限定なく無効請求できるといふ制度は

法的確実性を欠くとして欧州人権条約第六条一項違反を認定した。⁽²⁷⁾ この事件では一旦確定した判決が期限の限定なく覆される可能性が問題となったのに対し、フィンドレイ事件では判決が非司法機関の決定なくしては確定されないことが問題であった点、両事件の状況は異なるが、裁判所が一旦最終的決定を行ったからにはその判断は問題とされてはならないという法的確実性の原則の違反は、両事件に共通して認められるといえよう。なお、フィンドレイ事件判決と同旨の判決として、コイン対英国事件（一九九七年九月二四日）、⁽²⁸⁾ フード対英国事件（一九九九年二月一八日）⁽²⁹⁾ 両判決がある。

フィンドレイ事件他を受けて改正された陸・空軍の制度の下で、なお条約違反認定が行われたのがモリス事件である。欧州人権裁判所は、常任議長以外の軍法会議構成員が、法的訓練を受けていない将校の中からアドホックに任命され、任務終了後は各々の軍務に復すること、彼らが陸軍の軍規と懲戒に服し、外部からの影響力に服することを防止する制定法上その他の措置によって保護されていないことに照らして、軍法会議の独立性への疑義が払拭できないとし、また非司法機関である審査機関が軍法会議の判断を破棄する権限を有していることが、フィンドレイ事件と同様の理由で軍法会議の独立性を損なっていると判示した。興味深いのは、この判決に対して英国の国内裁判所から批判がなされ、クーバー事件においては人権裁判所が大法院判決により判断を変更した点である。常任議長以外の軍法会議構成員の独立性に関しては、クーバー事件判決によれば、新証拠として軍法会議構成員に配布される指示書が提出されたことが判断変更の要素となったとされている。指示書の内容が、独立性維持のための軍法会議構成員の行動指針を詳細に示すものとなっていることが強調されている。しかし、モリス事件判決の趣旨に照らしてみれば、指示書なる新証拠の提出が必然的に判断の変更をもたらしたとは必ずしもいえないであろう。同判決で裁判所（小法院）が問題としていたのは、軍法会議構成員が法的訓練を受けていないことのほか、独立性を担保する制度的裏付けがないことではなかったか。指示

書は軍法会議構成員が自ら独立性を損なう行動を避けるためのものではあっても、独立性を制度的に保障するものではないとはいえないように思われる。新証拠が決定的であったというよりも、ポイド事件における英国貴族院ロジャー判事の判決で指摘されているような、エンゲル事件等の裁判所自身の判例との不整合性が認識された結果の判断変更と考えられるのではないか。審査機関の存在が独立性を損なうというモリス事件判決の判断は、フィンドレイ事件判決と同じく、非司法機関が司法機関の判断を覆す権限を有していることを理由とするものであったが、この点についてクーパー事件の大法廷は、審査機関の権限を詳しく検討し、控訴が制限なく認められていること等を考慮しつつ、モリス判決が適切でなかったことを明確に認めているように思われる。

クーパー事件と同日に大法廷が下したグリーンヴス事件判決では、海軍軍法会議について条約違反が認定された。海軍軍法会議が陸・空軍のそれと大きく異なるとされたのは、法務官が法曹資格者とはいえ現役将校から選任されるということであった。海軍の場合、時に艦上で軍法会議を開く必要性も生ずることから伝統的に行われてきたことが条約違反認定を受けることとなった。今日実際の軍法会議はすべて特定の裁判センターで行われているということに照らせば、裁判所の判断は極めて妥当であるといえよう。但し、右のような海軍の特殊事情が実際にも存在するような場合であったとしても違反認定が導かれたか否かについては必ずしも明らかではない。

最後に、以上の経緯を総合して、軍法会議の独立性に関して欧州人権裁判所の採っている基準を整理して本稿を閉じたい。

一 軍法会議等特別裁判所が審理を行うこと自体は直ちに公正な裁判を受ける権利の侵害に当たるわけではなく、その公正性は条約第六条に照らして判断される。

二 軍法会議の独立性・公平性は、その構成員の中に、またはその判断に影響を及ぼすかたちで審理に参加する者の

中に法的訓練を経た者が含まれない場合、認められない。

三 軍隊構成員でない法曹が軍法会議に関与していない場合、その独立性・公平性の保障には疑義が生ずる。

四 軍法会議構成員が軍隊構成員である場合、その者の判断が上級指揮官からの影響にさらされないこと、軍法会議構成員としての行動が懲戒の対象とならないことを確保するため、制度的な保障が存在することが望ましいが、それが無い場合であっても、事実上右のことが確保されている状況があれば条約違反の認定には至らない。

五 法的確実性の保障は軍法会議についても厳格に要求される。

六 軍法会議が軍隊構成員の通常犯罪に管轄を有することについては、欧州人権裁判所は特に問題とはしていないが、国連での議論では軍事裁判所の管轄は軍隊構成員による軍事犯罪に限るべきであるとも論じられている。⁽³¹⁾

註

(22) *Piersack v. Belgium, Judgment of 1 October 1982, Publications of the European Court of Human Rights, Ser.A, No. 53, para. 30.*

(23) 刑事裁判における陪審員のアジア系被告人に対する偏見の有無が問題となったサンダー対英国事件 (*Sander v. UK, Application No.00034129/96, Judgment of 9 May 2000, Reports of Judgments and Decisions 2000-V*) では、刑事裁判において陪審員の一人がアジア系被告人に対する人種差別的な発言を行っていたという証拠が提出され、人権裁判所はそれを事実として認定したが、それだけでは当該陪審員が申立人に対する人種的偏見に基づいて判断を行ったことの証拠にはならないとした (*para. 26*)。もっとも、この裁判では裁判官が陪審員に対し人種的偏見によらず証拠のみ基づいて判断するよう指示を与えていたが、人権裁判所はそれだけでは公平性に対する疑義を払拭するには足りないとして、陪審員の交代等のより強力な措置を講ずるべきであったとし、結論としては第六条一項違反を認定した (*para. 34, 35*)。

(24) 法の支配への言及は、欧州人権条約では前文第六段にある。人権裁判所は判例において、欧州人権条約はその前文を含め

た全体を一体として解釈せねばならないという立場をとってきている。戸田五郎「欧州人権裁判所による欧州人権条約の解釈」(前掲)。

- (25) Application No.28342/95, Judgment of 28 October 1999 (Grand Chamber), Reports of Judgments and Decisions 1999-VII.
- (26) *Ibid.*, para. 32.
- (27) *Ibid.*, para. 61.
- (28) Case of Hood v. The United Kingdom, Application no. 27267/95.
- (29) Case of Coyne v. The United Kingdom, Application no. 124/1996/743/942.
- (30) モリス判決は、カナダ最高裁判所の次の判例に言及している。「軍隊の機動性を維持するためには、軍隊は対内的な懲戒を、実効的かつ効率的に実施する地位にあることが必要である。……通常の刑事裁判所での審理は、大体において軍隊固有の懲戒上の要請を満たすには不十分である。よって、軍隊における特別の懲戒基準を執行するために別個の裁判所を設ける必要がある。」(R. v. Généreux, Supreme Court of Canada, 13 February 1992)
- (31) 例えば国際人権法及び国際人道法違反被害者の救済及び補償を求める権利に関する基本原則及び指針草案の原則二五 (一) 参照。 Administration of Justice: Issue of the administration of justice through military tribunals, Report submitted by Mr. Emmanuel Decaux pursuant to Sub-Commission decision 2002/103, E/CN.4/Sub.2/2003/4, 27 June 2003, para. 43.